

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年3月17日

【会社名】 神栄株式会社

【英訳名】 SHINYEI KAISHA

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 赤澤 秀朗

【本店の所在の場所】 神戸市中央区京町77番地の1

【電話番号】 078 - 392 - 6901

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 執行役員 経理・財務部長 長尾 謙一

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区京町77番地の1

【電話番号】 078 - 392 - 6901

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 執行役員 経理・財務部長 長尾 謙一

【縦覧に供する場所】 神栄株式会社 東京支店
(東京都港区港南一丁目6番41号 芝浦クリスタル品川内)
神栄株式会社 大阪支店
(大阪市北区梅田一丁目3番1 - 700号 大阪駅前第1ビル内)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号の規定に基づき2023年2月22日に提出いたしました臨時報告書について、一部追記する必要がありますので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に対する債権について、当該債務者との交渉や香港における民事訴訟提起など、回収を図るべく最大限の努力を行ってまいりました。

当該債務者に対する債権の回収を図る中で、当該債務者より入手した直近の財務資料等からいずれについても債務超過又は資力が乏しいことを確認し、これ以上民事訴訟等を継続しても費用や労力に見合う債権回収が見込めないことから、取立不能と判断し、香港における民事訴訟についても、すべて取り下げることとしたものであります。

(訂正後)

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に対する債権について、当該債務者との交渉や香港における民事訴訟提起など、回収を図るべく最大限の努力を行ってまいりました。

当該債務者に対する債権の回収を図る中で、当該債務者より入手した直近の財務資料等からいずれについても債務超過又は資力が乏しいことを確認し、これ以上民事訴訟等を継続しても費用や労力に見合う債権回収が見込めないことから、2023年2月22日開催の当社取締役会において、取立不能と判断し、香港における民事訴訟についても、すべて取り下げることとしたものであります。